

「戦没者等の遺族に対する 第十一回特別弔慰金」 の請求はお済みですか？

福祉総務課 (☎ 76 - 1196)

「第十一回特別弔慰金」の請求を、R2/4/1 から受け付けています。

未だ請求手続きを行っていない方は、請求期間内に必ず手続きください。

▶支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

▶支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族おひとり

※公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に支給

▶請求

R5/3/31 (金)までに福祉総務課

※請求期間を過ぎると支給を受けることができなくなります。

※支給対象者によって必要な申請書類が異なりますので、事前に福祉総務課にご相談の上、手続きください。

がん患者医療用補整具購入費の助成

保健センター (☎ 75 - 6471)

がん患者の方の心理的・経済的な負担を軽減し、治療・就労・社会参加等の両立を支援するため、医療用補整具の購入費用の一部を助成します。

対象 ウィッグ（頭皮保護ネット含む）、乳房補整具【乳房補整パッドや人工乳房（固定の為の下着含む）】

金額 購入費用の2分の1（いずれも上限2万円）

※詳細は市ホームページをご覧ください。



市からの お知らせ

自転車用ヘルメット購入費の補助

市民安全課 (☎ 76 - 1137)

昨年10月から自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車用ヘルメットを着用することで、事故の際の死亡率は大きく下がります。夏休み期間は自転車に乗る機会が多くなりますので、大人も子どももヘルメットを着用しましょう。市ではヘルメット購入補助を実施していますので、ご活用ください。

対象 市内に住民登録のある方（ヘルメット使用者が18歳未満の場合は、保護者が申請）

補助内容 市内の販売店で安全認証を受けた新品のヘルメットの購入費に対する補助

補助金額 購入費用の1/2（上限額：2,000円）

申請期限 ヘルメットを購入した日から2カ月以内



▲詳細はこちら



[認証マークの例]



消費者トラブル情報

夏休み中に子どものオンラインゲームで高額請求に注意

★トラブル事例

クレジットカード会社から身に覚えのない50万円弱の高額な請求が届き驚いた。クレジットカード会社に確認したところ、オンラインゲームの利用料であった。

小学生の子どもが夏休み期間中に私の財布から勝手にクレジットカードを抜き取り、カード番号を登録してゲームの課金をしてしまった。

★消費者へのアドバイス

◎親が知らない間に子どもが無断でアイテムを購入してしまうというトラブルが全国的に多く発生しています。

◎クレジットカードの管理には十分に注意しましょう。

◎ゲーム利用のルールなどについて、日ごろから子どもとよく話し合っておくことが大切です。

◎不安に思った場合やトラブルになった場合は、すぐに消費生活センター、または☎188（いちゃ）（消費者ホットライン）に相談しましょう。

小牧市消費生活センター

☎ 76 - 1119 月～金曜日

※閉庁日を除く
10時～正午、13時～16時半



消費者庁 消費者ホットライン 188
イメージキャラクター 「いちゃん」